

# Vol.61 行政連携

## 浅利敬一郎 豊中市長インタビュー



### Profile 豊中市長 浅利敬一郎 氏

昭和20年 6月29日 北京生まれ  
昭和44年 大阪教育大学卒業後、  
中学校教諭（保健体育）  
昭和55年 大阪府教育委員会  
平成12年 豊中市教育委員会教育長  
平成18年 豊中市長選挙に当選 現在 3 期目

### Toyonaka City Data

#### 【豊中市の概要】

人 口 397,354人（平成29年9月1日現在推計）  
総世帯数 173,265世帯  
面 積 36.60km<sup>2</sup>  
予算総額 約1447億円（平成29年度一般会計予算）

### about Interview

#### 【日時・場所】

平成29年8月29日（火）午前11時～12時  
豊中市役所 第1庁舎

#### 【聞き手】

中森 亘（大阪弁護士会副会長）  
榊原和穂（行政連携センター運営委員会委員）  
黒根祥行（行政連携センター運営委員会委員）

## 豊中市のPR

——豊中市のプロフィールを教えてください。

**浅利** 豊中市は高校野球発祥の地です。来年は全国高等学校野球選手権大会が100回目になりますが、第1回大会と第2回大会は本市の豊中グラウンドで開催されました。大正2年にグラウンドができて、大正4年に第1回大会がありました。現在は住宅に変わりましたが、その一角に記念公園が設置されており、今年は、そこを高校野球発祥の地記念公園として、地域の皆さんにもご参加いただきリニューアルしました。さらに、ふるさと納税では高校野球発祥の地記念ボールと切手をお礼の品にしています。また阪急電鉄にご協力いただき、豊中駅に高校野球の歴史や選手のスクリーン等を掲示するなど大いにアピールしているところです。

次にもう一つ力を入れているのが、「音楽あふれるまち・豊中」の取組です。本市には大阪音楽大学があり、日本センチュリー交響楽団も豊中を拠点に活動いた

っています。毎年両者や多くの市民の皆さんにもご参加いただき、「とよなか音楽月間」として秋にさまざまな音楽行事を開催しています。中でも、市内のお寺や教会、古民家などの会場で市民の皆さんと音楽を楽しむ「まちなかクラシック」は大変好評です。昨年には文化芸術センターを曾根駅前にオープンしました。センターでは音楽はもちろんのこと、さまざまな文化芸術活動の拠点として事業が展開されているところです。

そのほかにも、大阪国際空港を活かしたまちづくりとして、就航都市との交流を深めており、毎年千里中央駅前や空港ビルで物産展などを開催しています。8月には市民の皆さんの企画による「豊中まつり」があり、毎年15万人を超える市民の皆さんが楽しんでおられます。また、服部緑地にある「日本民家集落博物館」には、海外からも多くの方が来られています。このような特色とともに、住宅都市、教育文化都市として発展してきた市です。

## 市政への取組

——市長は、大学卒業後、中学校で保健体育の教師をされて、その後、大阪府教育委員会に勤務された後に、市長に就任されたのですね。

**浅利** 教員時代は、学級経営に力を入れていました。学級がまとまって力を発揮する文化祭や体育祭、また、陸上部の顧問として、生徒たちと一緒に何かを成し遂げることが楽しかったです。

大阪府教育委員会では、いろいろなセクションを担当させてもらい、多様な価値観を持った多くの皆さんとの出会いが、人間として成長することにつながったと思います。

その後、豊中市の教育長となり、約5年間教育行政に取り組み、当時の市長やいろいろな方から応援をいただき、市長に立候補することを決断しました。

市長になった当時は、阪神・淡路大震災の影響で、財政的に厳しい状況であり、財政再建の面ではかなりの苦労がありました。市長20%、特別職15%、部課長級10%、職員5%と全職員が給料カットを行った時期もありました。財政再建団体になってはいけないということで職員が一丸となり、施策の優先順位を決めるとともに市債残高の削減に力を入れるなど、行財政改革に取り組みました。平成25年以降は、そのような努力と、地方分権ということで財源的な面でも国の後押しがあって、今のところは安定しています。

——市長は、平成26年度から4年間に取り組む5つの基本政策として、「育ちと学びを大切にすまち」、「にぎわいと活気にみちたまち」、「安全で安心して暮らしができるまち」、「誇りと風格があふれ信頼のコミュニティがあるまち」、「たゆまない改革を推し進めるまち」を掲げておられますが、今後特に取り組みたいと考えていらっしゃることを教えてください。

**浅利** 「信頼のコミュニティがあるまち」とありますが、近年は、日本全体でコミュニティがずいぶん変化ってきて、隣近所との交流が難しいという状況になってきています。そんな中、地域力、市民力を誇っているのが豊中の特徴で、市としても地域自治推進条例を制定しました。地域のことは地域で議論して、市に提案し

たり、自ら解決できるようにするための条例で、小学校区単位で現在は7校区で地域自治協議会を立ち上げていただいています。地域自治組織として、身近なところで、防災や環境、子どもの教育などの問題に取り組んでいただくことを目的としています。例えば、南海トラフ地震が万が一発災した場合は、どういう形でお互い助け合うのか、被害にあった場合は学校でどういう体制をとって行くのかなどを検討していただいています。最終的には、41校区すべてで進めていきたいというのが目標です。また南部や千里中央を中心とした地域活性化にも重点的に取り組んでいる最中です。個性が違う2地域ですが、それぞれの良さを生かしたまちづくりを進めていきたいと思っています。

## 弁護士の活用

——豊中市での弁護士の活用状況についてお聞かせください。

**浅利** 豊中市では、現在2名の顧問弁護士さんに、訴訟関係や困難な事案について相談をしています。その他の部分でもいろいろとお願いすることがあります。また、広報広聴課が窓口となっている市民向けの弁護士相談は、曜日と人数を決めて開催していますが、大変人気があります。ほかにも、組織としては病院や学校などたくさんありますので、事務局職員や校長が弁護士に相談できるような予算措置も行っています。

——広報広聴課で市民の弁護士相談をされているということですが、利用状況はどのようになっていますか。

**浅利** 平成28年の実績では、相談件数は1,749件、利用率は95.1%です。やはり弁護士相談の市民ニーズは高いです。また、利用者アンケートでは、相談を受けた感想として約9割の人が「よかった」と回答されており、満足度も高いです。

——市民からは、どのような相談が多いですか。

**浅利** 一番多かったのは遺産相続で、次に不動産、離婚、損害賠償や債権債務問題なども多いようです。相談したことでほっとする人もいるでしょうし、さらに解決のため引き続き弁護士さんに依頼される場合もあると聞いています。市民と専門家である弁護士さんがつながって、トラブルが解決していくということで、市民生活のサポートに大きく寄与していただいていると思います。

## 教育現場での法律問題

—豊中市は、教育に力を入れておられますが、教育現場での法律問題については、どのような対策をとられているのですか。

**浅利** 基本的には、学校から市の教育委員会に相談して課題解決をしますが、弁護士さんに相談したいという事案はどこかの学校でも持っていますので、予算措置をさせていただいて、学校側から個別の問題を弁護士さんに相談できる体制をとっています。

今の時代、複雑な事案も多く、法や制度上から見てどうなのかという判断が難しく、やはりプロの弁護士さんに相談しなければということが多々あります。

子どもの相談については、特に手厚く行っています。現在24時間体制で受け付け、子どもに焦点を当てて、子どもからの訴えに対してどのセクションが当たるのか、専門職で対応するのか、警察案件になるのか、そこに弁護士さんにどのようにかかわっていただくかについて検討しています。子どもの訴えを受けることについては、大阪府も豊中市もいろいろなシステムがありますが、問題は教員側の悩みについてです。教員側からも弁護士さんに相談することで安心できたというようなことも聞いていますので、そのあたりをもっと手厚くできるといいですね。

## 弁護士の採用

—今後、弁護士を職員として採用するなどのお考えはありますか。

**浅利** 法務コンプライアンス強化のために、条例や政策をつくっていく部局の職員に弁護士さんを雇用することは、現状では難しいところがあります。

ですが、弁護士さんは必ず必要で、さまざまなセクションで個別にお願いして入っていただいています。行政トータルとしては弁護士さんにご相談やお願いをしたいことは随分たくさんありますが、雇用という面ではなかなか難しいです。

—パートタイム的な採用の仕方をされている富田林市の例もありますので、また一度ご検討いただいたらと思います。

**浅利** 大阪府全体でも半数以上が何らかの形で任期付

職員として採用されていますので、他の自治体が、弁護士さんにどのような業務にかかわっていただいているのかなど、まずは情報を集めながら検討していきたいと思います。

## 最後に

—最後に、弁護士・弁護士会に対してご要望やご提案、これから期待することなどがありましたら何でもおっしゃっていただければと思います。

**浅利** 弁護士さんに仕事をお願いした際には、個々の場面でポイントをきっちり抑えた仕事をしていただいていると感じています。日常の行政の仕事はもちろんのこと、いろいろな機関とのやりとりを見た場合にも、弁護士さんがそこにおられて、問題点を整理していただいたり、広い知見からのご指摘をいただいたりしています。あるいは相手側とこちら側での解決の落としどころという面でも、やはり弁護士さんがおられないと収まらない事案もあります。これからの行政やそれぞれの職員が施策や事業を進めていく上で、弁護士さんに期待する部分は随分あると思います。

—本日は、お忙しいところ、ありがとうございました。

**浅利** ありがとうございました。



■自治体向け法的支援・弁護士採用等のお問合せ先  
大阪弁護士会行政連携センター

電話 06-6364-1681

(大阪弁護士会委員会部司法課が対応いたします。)